

平成30年からの契約制度等の見直しについて

毎年、国等の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて当市も契約制度の見直しを行なっております。そこで今回も平成30年1月から入札契約制度等を見直しますのでよろしくお願いいたします。

① 余裕期間制度導入について（運用開始 平成30年1月より）

（趣旨）市が発注する建設工事の一部において、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、**余裕期間制度**（発注者が契約日から一定の期間内で工期の始期をあらかじめ指定する「**発注者指定方式**」）を導入するもの。

（余裕期間等）余裕期間は、該当工事の工期の始期から工期の末日までの期間の**30%を超えず、かつ90日以内。**

（余裕期間内の取扱い）余裕期間内における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行う。**余裕期間内には、受注者の責任において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。**

（技術者の取扱い）

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置は不要。

* その他詳細は別紙参照

② 低入札価格調査制度等の調査基準価格改正について（適用開始 平成30年4月1日より）

各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱第4条（「市長が別に定めるもの」）

低入札価格調査制度

対象工事 : 一般競争入札又は指名競争入札で**予定価格が1,000万円以上**の工事
及び 総合評価落札方式対象工事

調査基準価格 : 変更なし

$((\text{直接工事費} \times 0.95) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.8) + (\text{一般管理費} \times 0.4)) (\text{千円未満切り上げ}) \times 1.08$

※ただし、入札比較価格の7/10~9/10の範囲内

低入札調査を行なった場合の措置 : 変更なし

失格判断基準 : 調査基準価格を下回った場合に、契約の 내용에 適合した履行がなされないと判断される基準⇒失格となる。

失格判断基準 : $((\text{直接工事費} \times 0.95) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) +$

$(\text{現場管理費} \times 0.8) + (\text{一般管理費} \times 0.05)) (\text{千円未満切り上げ}) \times 1.08$

※ただし、入札比較価格の7/10~9/10の範囲内

最低制限価格制度

対象工事 : **予定価格が1,000万円未満**の指名競争入札（総合評価落札方式を除く）工事

最低制限価格 : 最低制限価格は入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額（千円未満切り上げ）に100分の108を乗じて得た額とする。但し、電気工事・機械器具設置工事・電気通信工事についての最低制限価格は入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満切り上げ）に100分の108を乗じて得た額とする。

③ 主観的事項審査の導入について（点数加算適用開始 平成30年4月1日より）

主観点数評価基準（配点）

対象者： 各務原市内の本店で登録している者
 （土木一式・建築一式・電気・管・ほ装・造園・水道施設工事）

| 項目 | | 配点 |
|-------------------|----------------------------|---|
| ISO認証取得 | 9001 | 10点 |
| | 14001 | 5点 |
| 障がい者雇用 | 雇用義務達成 | 10点 |
| 工事成績評定 | | 平均工事成績 71点以上の場合 ：1点につき2点加点 65点未満の場合 ：1点につき2点減点 |
| 資格停止措置 | | 1月以内 : 件数×-10点 1月～2月以内 : 件数×-20点 2月～4月以内 : 件数×-30点 4月～6月以内 : 件数×-40点 6月を超える : 件数×-50点 |
| 少子化 対策 | 次世代育成支援対策推進法に 基づく行動計画届出 | どちらかで10点 |
| | 子育て支援企業登録 | |
| 地域社 会への 貢献度 | 清掃ボランティア | 10点 |
| | 災害時応援協力協定 | 10点 |
| | 消防団協力活動状況 | 1点/1名 10点まで |

- ・ HPにて「各務原市入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（試行）」掲示
- ・ 公益財団法人岐阜県建設研究センターにて主観的事項審査申請の受付（現在は受付期間外）

余裕期間制度について

(趣旨)

各務原市が発注する建設工事の一部において、余裕期間制度（発注者が契約日から一定の期間内で工期の始期をあらかじめ指定する「**発注者指定方式**」）を導入することにより、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、必要な事項を定めるもの。

(対象工事)

市が発注する建設工事のうち、発注者指定方式が適用可能で、当該業務を所掌する事業課等の長（発注者）が必要と認めた工事を対象。

(対象工事外)

- (1) 緊急性のある工事
- (2) 発注者指定方式になじまないと判断した工事

(余裕期間等)

余裕期間は、該当工事の工期の始期から工期の末日までの期間の**30%を超えず、かつ90日以内。**

発注者は、余裕期間と工期の始期をあらかじめ定め、入札公告等でこれを明示。

受注者は、契約締結後において余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することが可。

低入札価格調査等により、第2項で定めた工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(工期)

工期の始期から工期の末日までの期間は、工期日数を確保する。

(前金払の取扱い)

前金払の請求は、各務原市前金払取扱要綱の規定により、原則として契約日以降からできる。

(契約保証期間)

契約保証に係る期間は、契約日から工期の末日まで。

(余裕期間内の取扱い)

余裕期間内における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行う。

余裕期間内には、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

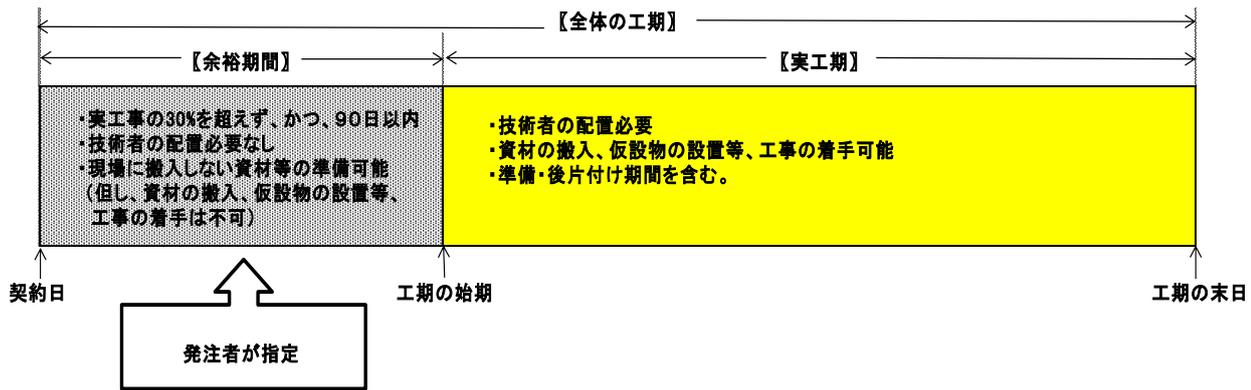
(技術者の取扱い)

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

発注者指定方式により増加する経費は、受注者の負担とする。

余裕期間制度を活用した工事について



余裕期間制度を活用することによるメリット

- ・ 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置しなくてよい。
- ・ 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできる。